

相模原市監査委員公表第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、令和2年2月17日に実施した行政監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和2年3月27日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 愼 一

同 須 田 毅

同 大 崎 秀 治

1 監査対象事務

審議会等の運営について

2 監査の日程

令和元年10月4日から令和2年2月17日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和2年3月23日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(1) 答申書の処理について</p> <p>2次調査の対象とした審議会等の答申書の処理について調査したところ、表彰審査委員会、企業立地等審査会、廃棄物減量等推進審議会及び住宅審議会の答申書において、收受をはじめとする公文書の処理手続が行われていることが確認できなかった。</p> <p>文書の收受、起案その他の処理手続が行われないことは、当該文書の保存及び保管が適正に行われずに事務事業の実績の検証ができなくなるおそれがあることから、改めて公文書としての審議会等文書の重要性を認識し、関係規則等に基づき文書事務を適正に処理されたい。</p> <p>【秘書課、産業政策課、廃棄物政策課、市営住宅課】</p>	<p>令和元年10月4日から令和2年2月17日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>今回の事例につきましては、表彰審査委員会からの答申について、收受等に係る処理手続を行うべきことについて認識が不足しており、同手続を行っておりませんでした。</p> <p>今回の指摘を受け、当該答申書について保存期間を30年として、統合文書管理システムにおいても検索を可能とする決裁処理を行いました。</p> <p>再発防止の取組として、課内において、表彰審査委員会に関する文書事務を再確認するとともに、表彰事務を時系列に並べたチェックリストに答申書の收受手続を追加しました。</p> <p>今後は、再発防止に向け、職員間での意思疎通を図り、適正な文書事務の執行に取り組んでまいります。</p> <p>【秘書課】</p> <p>今回の事例につきましては、企業立地等審査会からの答申があったものの、公文書の收受等についての認識不足により、答申書の收受等に係る処理手続を行</p>

っていませんでした。

今回の指摘を受け、答申書への受付印の押印を行うとともに、答申書について、統合文書管理システムにより答申があった日を収受日とし保存期間を30年とする決裁処理を行いました。

今後は、企業立地等審査会の運営事務において同様の事例が起こらないよう、当該事務に係る根拠法令等自己点検シートを作成するなど、事務処理手続をマニュアル化することにより、関係規則等に基づいた適正な文書事務の執行に取り組んでまいります。

【産業政策課】

今回の事例につきましては、廃棄物減量等推進審議会からの答申があったものの、失念により答申書の収受等に係る処理手続を行っていませんでした。

今回の指摘を受け、答申書について、統合文書管理システムにより保存期間を30年とする決裁処理を行いました。

再発防止の取組として、令和2年1月6日の課内会議において、課長から全職員に対し指摘事項の内容について周知徹底するとともに、相模原市公文書管理条例等の確認を行いました。

今後は、公文書の収受手続の重要性を再認識し、適正な文書事務の執行に取り組んでまいります。

【廃棄物政策課】

今回の事例につきましては、住宅審議会からの答申があったものの、公文書の収受等についての認識不足により答申書の収受等に係る処理手続を行っていませんでした。

今回の指摘を受け、答申書への受付印

(2) 民生委員推薦会の運営について

民生委員推薦会の運営について調査したところ、同推薦会は民生委員・児童委員の一斉改選に合わせて3年に1回開催され、その後の欠員補充に伴う候補者の推薦については、その都度開催せず文書審議により委員の承認を得ていることを確認したが、当該文書審議の結果に至るまでの過程を記録した審議会等文書が作成されていることが確認できなかった。

文書の作成は、市民に対する説明責任を果たす上で、また市民の知る権利を尊重する上でも不可欠であることから、相模原市公文書管理条例をはじめとする審議会等文書の関係規程を十分確認し、推薦会の適正な運営に努められたい。

【地域福祉課】

の押印をするとともに、答申書について、統合文書管理システムにより答申日を収受日とし保存期間を30年とする決裁処理を行いました。

再発防止の取組として、令和2年1月9日に所属長から所属職員に対し、今回の指摘事項の内容について周知徹底を図るとともに、相模原市公文書管理条例等を適宜確認し、課内共通の認識の下、適正な文書事務の執行に取り組んでまいります。

【市営住宅課】

民生委員推薦会の運営につきましては、厚生労働大臣への推薦期日が決まっているため迅速な対応が求められることから、文書審議の結果に至るまでの過程の記録について、決裁を省略しておりました。

今回の指摘を受け、民生委員推薦会において文書審議を実施する場合は、実施に係る起案文書に審議の実施手順を記載した文書(各委員への依頼方法等)を添付し、決裁処理を行うこととしました。また、各委員による文書審議の結果をもって候補者を市長へ推薦するという経過を記録し、決裁処理を行うことにより、審議経過及び結果を確認、検証できるようにしました。

今後は、相模原市公文書管理条例等を適宜確認するとともに、改善した事務手続を追記した事務処理マニュアルに基づき、推薦会の適正な運営に努めてまいります。

【地域福祉課】